

指定介護予防短期入所生活介護及び
指定短期入所生活介護重要事項説明書
宝寿苑ショートステイ

年 月 日現在

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 028-665-0520 (午前8:30~午後5:30)
担当 佐藤稔子 河又久恵

2. 宝寿苑ショートステイの概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業所名	宝寿苑ショートステイ		
所在地	宇都宮市宝木本町1768		
介護保険事業所番号	指定介護予防短期入所生活介護・指定短期入所生活介護 0970100616 (栃木県1063号)		
・その他のサービス	指定訪問介護	0970100590 (栃木県1063号)	
	指定通所介護	0970100608 (栃木県1063号)	
	指定居宅介護支援	0970100129 (栃木県1034号)	
	指定介護老人福祉施設	0970100749 (栃木県1070号)	
	指定認知症対応型共同生活介護	0970101879 (栃木県1113-18号)	

(2) 施設の職員体制

	業務内容	常勤換算	業務内容
管理者	従業者及び業務の管理	1名	福祉施設士・主事
医師	健康管理	1名 非常勤	内科医師
生活相談員	生活相談	1名	介護福祉士・主事
管理栄養士	給食全般	1名	管理栄養士
機能訓練指導員	リハビリ	1名 非常勤	作業療法士等
介護支援専門員	ケアプラン作成	1名	介護支援専門員
事務職員	事務	3名	
介護・看護職員	健康管理	3名以上	看護師又は准看護師
	介護全般	24名以上	介護福祉士等
	生活相談・介護	1名	社会福祉主事
調理員	調理全般	5名	調理師
	その他		

(3) 設備の概要

定員	70名(内、ショートステイ10名)		静養室	1室
居室	4人部屋	9室(1人あたり9㎡)	医務室	1室
	2人部屋	10室(1人あたり9㎡)	食堂	1室
	個室	14室(1人あたり9㎡)	機能訓練室	1室
浴室	一般浴槽		談話室	1室
			会議室	1室

3. サービス内容

食事・・・・・・・・朝食7:30~8:30 昼食12:00~13:00 夕食18:00~19:00

原則として各ユニット食堂にてお摂りいただきます。

入浴・・・・・・・・原則として週に2回の入浴とさせていただきます。

ただし、状態に応じて特殊浴または清拭になる場合があります。

介護全般・・・・・・・・ご希望や状態に応じて、適切な介護サービスを提供いたします。

食事、入浴、排泄、着替え、移動等、生活に必要な介助を行います。

健康管理・・・・・・・・短期入所初日に簡単な健康チェックを行います。

血圧・体温等は、必要に応じ測定いたします。

機能訓練・・・・・・・・ご希望や状態に応じて、機能回復訓練を行います。

又、要支援者に対し、退所後の日常生活を想定した筋力向上トレーニングや転倒予防の為の機能訓練を行います。

生活相談・・・・・・・・介護以外の日常生活等について、ご相談を行います。

レクレーション・・毎月、さまざまな催しものを計画しております。

詳しくは、担当者までおたずね下さい。

4. 利用料金

以下の単位表のうち該当する項目の単位表をご利用回数分合算し、10.33（地域区分）を乗じた数値から介護保険負担割合による自己負担割合に応じた額を差し引いた数値が、介護保険に関わる利用料金となります。

介護利用単位表

介護度	1日当たりの単位数
要支援1	451
要支援2	561
要介護1	603
要介護2	672
要介護3	745
要介護4	815
要介護5	884

○各種加算

加算項目	一日当たりの単位数
看護体制加算()	4
看護体制加算()	8
夜勤職員配置加算()	13
緊急短期入所受入加算	90
療養食加算	23
若年性認知症利用者受入加算	120
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200
サービス提供体制加算()	22
サービス提供体制加算()	18
サービス提供体制加算()	6

短期入所共通（予防も含む）

介護職員等処遇改善加算()	一か月の総単位数 × 13.6%
1 単位当たりの単価(地域区分6級地)	¥10.33/単位

送迎

片道 184円（介護保険適応時の自己負担額）

（宇都宮市、日光市、鹿沼市にお住まいの方が御利用できます。）

通常の実施地域外の方の送迎は実費をいただきます。

1．片道8km未満 800円

2．片道8km以上 1km毎に100円を加算

*但し頂かない場合もあります。

(2)介護保険の給付対象とならない料金

食費 朝 337円 昼 634円 夕 544円

滞在費 日額 915円

その他 特別メニュー、行事参加費、その他別途料金がかかる場合があります。

(3) 基本料金等の減免措置(世帯全員が市民税非課税の方が対象)

(円/日)

		食費	滞 在 費			
			特別養護老人ホーム 短期入所生活介護			
			ユニット 個室	ユニット 準個室	従来型 個室	多床室
負 担 限 度 額	第1段階 (生活保護受給者または 老齢福祉年金受給者)	300	880	550	380	0
	第2段階 (課税年金収入と合計所得 金額の合計が80万円以 下)	600	880	550	480	430
	第3段階 (第1段階または第2段階 以外の方)	1,000 1,300	1,640	1,370	880	430
基準費用額		1,445	2,030	1,700	1,210	915

* 詳しくは、市町村の担当課までお問い合わせ下さい。

(4) キャンセル料

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかる場合があります。ただし利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無 料
入所日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	1日の利用料の80% (自己負担相当額)

(5) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

以下の場合、利用途中でもサービスを中止していただくことがあります。

- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用途中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(6) 料金のお支払い方法

料金については、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、原則としてイの方法でお支払いください。またその際に、別途手続きがあります。ただし、お支払方法に関して、利用者の希望によってはご相談をお受けいたします。

<p>ア．下記指定口座への振り込み 栃木銀行 若草支店 普通預金 3 7 3 4 2 2 1 口座名義 宝寿苑ショートステイ 理事長 岩崎 翔太郎</p> <p>イ．金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：銀行、信用金庫、郵便局、農協</p>

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申し込みください。

ご利用決定後契約を結び、サービスの提供を開始します。

介護予防サービス計画、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了または解約

『指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護契約書』第10条に記載したとおりです

6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ・利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び退所後の日常生活を想定した筋力向上トレーニングや転倒予防などの機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、生活の質(QOL)の向上を目指すものとする。
- ・事業の実際にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
男性介護職員		
従業員への研修の実施		年3回 サービス研修を実施しています
サービスマニュアルの作成		
身体的拘束	×	「指定介護予防入所生活介護及び指定短期入所生活介護」第4条第5項に定める
変更・追加の申し込み		

(3) 施設利用にあたっての留意事項

面会・・・・・・・・・・午前8時30分から午後7時

外出・・・・・・・・・・事前にお申し出下さい。

飲酒、喫煙・・・・・・・・飲酒は自分の居室で、喫煙は指定の場所でお願ひします。
(酒類、煙草については、職員が管理いたします。)

設備、器具の利用・・・・担当者に申し出てから利用して下さい。

金銭、貴重品の管理・・・・事前に依頼があるときは管理いたします。

所持品の持ち込み・・・・最小限でお願ひします。着替えは、2・3組ほど持参して下さい。

外来受診・・・・・・・・原則として家族様対応です。

宗教・・・・・・・・他の利用者には迷惑がかからないようお願ひします。

ペット・・・・・・・・原則として禁止しております。

7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化又は事故等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方へ速やかに連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	医療機関名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	住所	
	連絡先	
	続柄	

(別紙記入)

8. 事故発生時の対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合には、速やかに市町村・ご利用者様のご家族・介護支援専門員包括支援センター等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

9. 第三者評価の実施状況(有・無)

実施年月日：

評価期間：

10. サービス内容に関する苦情

法人お客さま相談・苦情担当

苦情解決責任者 古橋尚子 電話 028-665-0520

担当 主任相談員 佐藤稔子

相談員 河又久恵

第三者委員

大友時夫 028-624-2674

藤田貞夫 028-665-1481

行政機関その他苦情受付機関

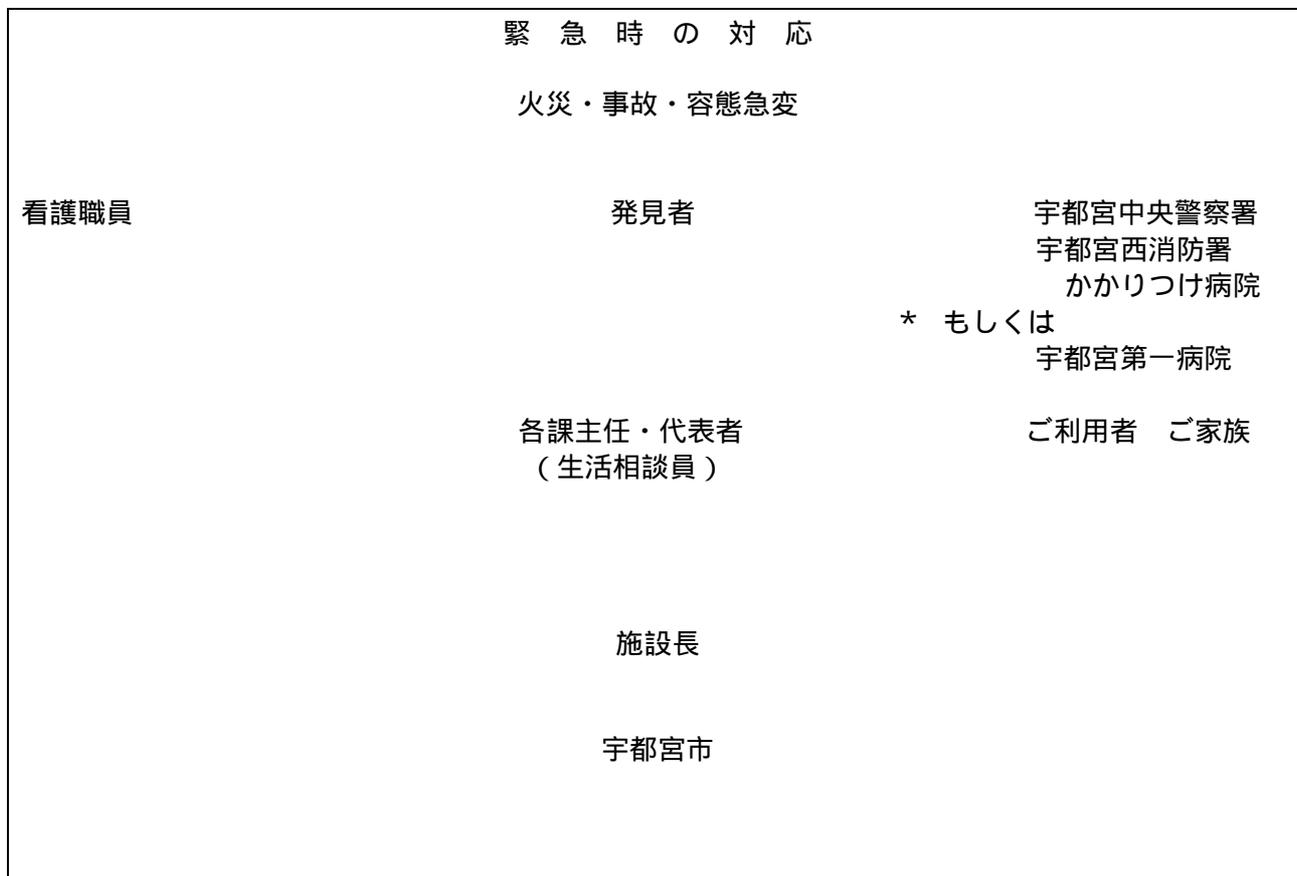
・宇都宮介護保険なんでも相談窓口 028-632-8989

・栃木県運営適正化委員会 028-622-2941

・国民健康保険団体連合会 028-643-2220

1 1 . 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 ----- 防災規定、避難指導マニュアルにより対応する。
- ・ 防災設備 ----- スプリンクラー設備、自動火災通報設備、屋内外消火栓設備等
- ・ 防災訓練 ----- 防災訓練 年2回
- ・ 防火責任者 ----- 宝寿苑 施設長 古橋尚子



1 2 . 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 正恵会
代表者役職・氏名	理事長 岩崎 翔太郎
住所地・電話番号	宇都宮市宝木本町1768 028-665-0520

定款の目的に定めた事業

- * 第一種社会福祉事業
 - (1) 特別養護老人ホーム宝寿苑の設置経営
 - (2) 特別養護老人ホームホームタウンほそやの設置経営

- * 第二種社会福祉事業
 - (1) 老人デイサービスセンター宝寿苑の設置経営
 - (2) 老人デイサービスセンター上河内の設置経営
 - (3) 老人短期入所事業(宝寿苑)
 - (4) 老人介護支援センター宝寿苑の設置経営
 - (5) 老人居宅介護等事業
 - (6) 老人介護支援センター上河内の設置経営

- (7) 認知症対応型老人共同生活援助事業（宝寿の里）（ホームタウン宝木）
（ホームタウン上河内）
- (8) 小規模多機能型居宅介護事業（ホームタウン上河内）
- (9) 障害福祉サービス事業の経営（宝寿苑ヘルパーステーション）
（上河内ヘルパーステーション）
- (10) 老人デイサービスセンターグッドエイジクラブ宇都宮

* 公益を目的とする事業

- (1) 居宅介護支援事業（上河内）（青い鳥）
- (2) 生活支援型ホームヘルプサービス事業
- (3) 通所型サービスA
- (4) 生活管理指導短期宿泊事業
- (5) 配食サービス事業
- (6) 一般乗用旅客自動車運送事業（患者等輸送限定）
- (7) 介護予防支援事業
- (8) 地域包括支援センター（細谷・宝木）
- (9) 訪問看護事業（青い鳥）
- (10) 企業指導型保育事業

* その他これに付随する業務

営業所数等	介護老人福祉施設	2ヶ所
	通所介護	3ヶ所
	小規模多機能型居宅介護事業所	1ヶ所
	短期入所生活介護	1ヶ所
	訪問介護	2ヶ所
	認知症対応型共同生活介護	3ヶ所
	居宅介護支援事業所	2ヶ所
	地域包括支援センター	1ヶ所
	訪問看護事業所	1ヶ所

13. その他
